

宇部市新庁舎広告付行事予定デジタルサイネージ設置業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

宇部市新庁舎に来庁者の利便性と市民サービスの向上を目的とした広告付行事予定デジタルサイネージの設置を計画しており、その設置事業を行う事業者を特定することを目的とする。

## 2. 事業概要

### (1) 業務名

宇部市新庁舎広告付行事予定デジタルサイネージ設置業務（以下「本業務」という。）

### (2) 設置場所

宇部市新庁舎（宇部市常盤町一丁目7番1号）

ア 1期棟 1階玄関口付近（行事予定サイネージ）【配置図番号①】

1階総合案内（行事予定を表示できる小型モニター又はタブレット端末等「以下「表示媒体」という。）【配置図番号②】

2階入口付近（行事予定サイネージ。広告サイネージは任意）

【配置図番号③】

イ 2期棟 1階エントランスホール付近（行事予定サイネージ及び広告サイネージ）

【配置図番号④】

※詳細は、別添配置図を参照のこと。

### (3) 業務期間

供用開始日（令和7年8月上旬予定）から令和12年3月31日までとする。

ただし、市と事業者間で合意したときは、期間を延長することができるものとする。

### (4) 業務内容

「宇部市新庁舎広告付行事予定デジタルサイネージ設置業務 仕様書」のとおり

### (5) 費用負担

#### ① 本業務に係る費用

サイネージ及び総合案内に設置する媒体の製作、設置、維持管理（電気料金、通信費含む）、移設及び撤去等に要する一切の費用は事業者の負担とする。

なお、市が購入するサイネージ一式については、電気料金及び撤去の費用は不要だが、その他一切の費用は同じく事業者の負担とする。

#### ② 広告料

広告料の一部を市に納入すること。（金額は提案による）

#### ③ 使用料

免除する。（事業者は「行政財産使用許可申請書」及び「行政財産使用料減免等申請書」を市に提出すること。）

### 3. 担当課（事務局）

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号  
宇部市 都市政策部 新庁舎建設課  
電話番号 0836-34-8200（直通）  
FAX番号 0836-22-6049（直通）  
電子メール [chosha@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:chosha@city.ube.yamaguchi.jp)

### 4. スケジュール

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和6年12月13日（金）	市ウェブサイトに掲載
参加表明書締切	令和6年12月23日（月） 17時	持参、郵送または電子メールで必着
質問受付締切		電子メールで提出
参加資格結果通知	令和6年12月26日（木）	郵送
質問回答		市ウェブサイトに掲載
企画提案書等の提出期限	令和7年1月10日（金） 17時	持参又は郵送で必着
審査（プレゼンテーション）の実施	令和7年1月下旬<予定>	市役所で実施
審査結果の通知	令和7年1月下旬<予定>	郵送
審査結果の公表		市ウェブサイトに掲載
契約の締結	令和7年2月中旬	

### 5. 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 宇部市の物品・製造等に係る競争入札（見積）参加資格者名簿に登録があり、公募開始の日から契約締結日までの間において、宇部市から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者。ただし、第1号においては「入札に係る」を削除して読み替えるものとする
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者
- (6) 公告日において国又は地方公共団体の庁舎で広告付デジタルサイネージ設置業務（同種業務）を実施している者
- (7) 提出する書類において虚偽の記載をする又は不正な手段を用いるなどの事業の公正な進行を妨げない者

## 6. 参加表明書の提出

本プロポーザル参加希望者は、次のとおり必要書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第2号）・・・1部
- イ 業務実績調書（様式第3号）・・・1部

### (2) 提出期限

令和6年12月23日（月） 17時必着

### (3) 提出方法

#### ア 持参の場合

受付は月曜日から金曜日までの8時30分から17時まで

#### イ 郵送の場合

受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着のこと

#### ウ 電子メールの場合

メールの件名を「プロポーザルに係る参加表明書」とし、開封確認を付して送信すること。

### (4) 提出先

「3. 担当課」と同じ

## 7. 参加資格の審査及び通知

参加資格の審査の結果は、令和6年12月26日（木）を目途に参加表明書を提出したすべての者に書面で通知するものとする。

なお、審査の結果、参加資格を有しないと通知のあった者については、次の(1)のとおり市に審査結果理由の説明を請求することができるものとし、市は(2)のとおり対応するものとする。

### (1) 説明請求

- ア 期限：参加資格の審査結果の書面通知を行った日から起算して3日以内（土・日曜日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く。）の17時まで
- イ 方法：「3. 担当課」へ書面（様式は自由）をメール又は持参により提出

### (2) 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く。）に、書面又は口頭により行うものとする。

## 8. 質問の受付

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

質問書（様式第1号）

### (2) 提出期限

令和6年12月23日（月） 17時必着

### (3) 提出方法

電子メールにより提出すること

※メールの件名を「プロポーザルに係る質問書」とし、開封確認を付して送信すること。

(4) 提出先

「3. 担当課」と同じ

## 9. 質問に対する回答

質問に対する回答については、次のとおりの対応とする。

(1) 回答方法

市ウェブサイト質問提出者はわからない状態として掲載するものとする。

※本事業に直接関係する内容についてのみ回答を行うものとし、すべての質疑について回答するとは限らない。

(2) 回答の時期

令和6年12月26日（木） 17時までに行うものとする。

## 10. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年1月10日（金） 17時（厳守）

※提出後の差替え及び追加資料の提出は認めない。

(2) 提出先 「3. 担当課」と同じ

(3) 提出方法

ア 持参の場合

受付は月曜日から金曜日まで（期間中の土・日曜日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く。）の8時30分から17時まで

イ 郵送の場合

受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着のこと。

(4) 提出書類 ※提出書類を綴る場合は、製本せず、クリップ留めとすること

ア 会社概要（パンフレット等）・・・6部

イ 企画提案書（表紙のみ様式第4号、他は任意様式）・・・6部

※A4左綴じで、5ページ以内（表紙は含めない）とし、ページ数を付すこと。

なお、必ずしも10（5）に示す提案項目毎にページを分ける必要はないが、項目番号順に記載すること。

※文字のサイズは、10.5ポイント以上とすること。（ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等の記載文字は除く。）

※提出者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと。

ウ 資金計画書（任意様式）・・・6部

市に販売する3枚のサイネージ・スタンド及び附属品一式（以下「販売物品」という。）の価格、広告料収入見込額、イニシャルコスト、ランニングコストの内訳を記載すること。なお、販売物品の価格のみを評価することはないため、通常の手価で見積もること。

※期間は、業務開始日（令和7年8月上旬予定）から令和12年3月31日までとする。

※電気料金は実費負担として見込むこと。

エ 見積書（任意様式）・・・6部

市に納入する広告料（提案価格）を記載すること。

※業務開始日（令和7年8月上旬予定）から令和12年3月31日までの総額とする。

(5) 企画提案書の項目

- ア 設置する機器の仕様・特徴（サイネージ及び表示媒体のパネル構成・サイズ）
- イ 行事予定システムの操作方法
- ウ 来庁者の利便性や市民サービスの向上に寄与すると考える独自のコンテンツ
- エ 運用管理体制（障害発生時、問い合わせ時、点検時等）
- オ 費用に対する考え方（広告料収入見込額、イニシャルコスト、ランニングコスト、販売物品及び市に納入する広告料の価格の関係等）

## 11. 企画提案の審査及び選定方法等

企画提案書、見積書及び提案者が行うプレゼンテーションを経て、市が設置する「宇部市新庁舎広告付行事予定デジタルサイネージ設置業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で審査するものとする。

なお、企画提案書等の提出が1者でもある場合は、審査を行うものとする。

(1) プレゼンテーション

ア 実施日

令和7年1月下旬を予定

※詳細は参加表明書の担当者のメールに通知するものとする。

イ 実施場所

宇部市新庁舎1期棟内で定員12人程度の広さの部屋とする。

ウ 持ち時間

準備5分以内、説明15分以内、質疑応答5分以内、片付け5分以内、合計30分以内とする。

エ 実施内容等

参加表明書に記載した会社の職員2名以内とし、10(4)により提出した書類等に基づく内容について説明を行うものとする。なお、提案がどの評価項目に該当するかを明確に説明すること。提出書類を補足する内容のプレゼンテーションは認めるが、記載のない内容を新たに追加するプレゼンテーションは認めない。

オ その他

電源及びモニター1台を使用することができる。モニター以外の必要な機材等は提案者で用意すること。

(2) 審査基準、配点及び評価基準

企画提案書等の内容に関する評価は、以下により行う。

評価項目	評価の視点	配点	評価基準				
			優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
業務実績	①本業務と同種業務を豊富に実施しているか。	5	5点	4点	3点	2点	1点
実施内容	②文字サイズや配色、設置機器の安全性など、来庁者に配慮されているか。	10	10点	8点	6点	4点	2点
	③各職員のPCから行事予定が入力でき、更新等が容易かつ迅速にできるか。	10	10点	8点	6点	4点	2点
	④来庁者の利便性や市民サービスの向上に寄与する提案となっているか。	10	10点	8点	6点	4点	2点
	⑤緊急時の対応や保守体制が十分に整っているか。	5	5点	4点	3点	2点	1点
資金計画	⑥無理のない計画となっているか。赤字の場合などは適切な説明があるか。	5	5点	4点	3点	2点	1点
提案価格	⑦市に納入する広告料	5	提案価格/提案者のうちの最高価格×5点(小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで算出)				
評価点合計		50					

※①については、業務実績調書により評価するものとする。

※②～⑥については、企画提案書、資金計画書及びプレゼンテーションにより評価するものとする。

※⑦については、見積書の額により評価するものとする。

(3) 交渉権者の選定

ア 選定委員会の各委員が付けた評価点の合計(以下「審査点」という。)が基準点(満点の6割)以上であり最も高い審査点である者から順位付けを行い、その順位が最上位であるものを優先交渉権者、二番目に高かった者を次点交渉権者として特定する。

優先交渉権者及び次点交渉権者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知する。

特定されなかった提案者に対しては、「非特定通知書」によりその旨と理由を通知する。

なお、非特定通知書を受け取った提案者は、通知をした日の翌日から起算して7日(土・日曜日、祝日を除く。)以内に、書面を郵送することにより、非特定理由について説明を求めることができる。市は、回答を書面で行うものとする。

イ 審査点が同点の場合は、提案価格で高価な金額を提示した者を上位とする。

## 12. 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和7年1月下旬を目途に審査を行ったすべての者に書面で通知するとともに、宇部市ウェブサイトにおいて公表できる内容を表示するものとする。

また、提案者は審査結果の理由について、次の(1)のとおり市に審査結果理由の説明請求をすることができるものとし、市は(2)のとおり対応するものとする。

### (1) 説明請求

ア 期間：審査結果の書面通知を行った日から起算して7日以内（土・日曜日、祝日を除く。）の各日8時30分から17時まで

イ 方法：「3. 担当課」へ書面（様式は自由）をメール又は持参により提出

### (2) 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中の土・日曜日、祝日を除く。）に、書面又は口頭により行うものとする。

## 13. 参加資格の取消し

以下のいずれかに該当した場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に重大な不備があるもの
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (3) 提出書類が第三者の著作権、意匠権等を侵害しているもの
- (4) 「5. 参加資格要件」を満たすことができなくなったもの
- (5) その他不適切と判断したもの

## 14. 経費の負担

本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。

## 15. その他

- (1) 一の参加者が複数の企画を提案することは認めない。
- (2) 持参以外の書類の提出については、配達記録郵便の利用又は電子メールの着信確認を電話で行う等の対策を講じること。不達及び遅配を原因とする応募者の不利益が生じても、本市は一切の責任を負わない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は参加者に帰属するが、本市が本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、記録、保存及び公表を行うことがある。
- (4) 提出書類の返却は行わない。
- (5) 本業務の内容は、市が定める契約書のほか仕様書等に基づくが、企画提案書に記載された内容のうち、市が必要と判断する場合は仕様書に反映する。
- (6) 契約締結後、サイネージ及び表示媒体を設置する前には行政財産の使用許可申請を行うこと。
- (7) 提出期限日以降の企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (9) 本要領に規定されていない事項が発生した場合の取扱いについては、選定委員会と担当課が協議し決定する。